

平成 26 年度 第 1 回杉並区障害者福祉推進連絡協議会 次第

- 1 協議会開会
- 2 保健福祉部長挨拶
- 3 新任委員及び幹事の紹介
- 4 報告
 - (1) 保育対応型児童発達支援事業所の開設について (資料 1)
 - (2) 在宅重症心身障害児(者)レスパイト訪問看護事業について (資料 2)
 - (3) サービス等利用計画の進捗状況について (資料 3)
 - (4) 障害者虐待防止への取り組みについて (資料 4)
 - (5) 重度障害者グループホームの整備について経過報告 (資料 5)
 - (6) 平成 25 年度障害者就労に関する報告 (資料 6)
 - (7) 障害者計画/第 4 期障害福祉計画の改定及び計画部会の設置について (資料 7)
 - (8) 地域のたすけあいネットワーク制度について (資料 8、別添資料)
 - (9) 災害時障害者支援対策検討会の報告について

・報告に対する質疑応答

- 4 議題
地域生活に関する調査報告について (資料 9)

5 その他

次回 日程等

【配布資料】

- 資料 1 保育対応型児童発達支援事業所の開設について
- 資料 2 在宅重症心身障害児(者)レスパイト訪問看護事業について
- 資料 3 サービス等利用計画作成の進捗状況等について
- 資料 4 杉並区の障害者虐待防止に関する取り組み状況について
- 資料 5 重度障害者グループホーム開設時期の変更について
- 資料 6 平成 25 年度障害者就労に関する報告
- 資料 7 障害者計画/第 4 期障害福祉計画の改定及び計画部会の設置について
- 資料 8 地域のたすけあいネットワーク制度の「個別避難支援プラン作成」について
- 資料 9 地域生活に関する調査報告から
- 別添資料 「地域のたすけあいネットワーク」個別避難支援プラン作成の流れ
- 参考資料 平成 26 年度杉並区障害者推進連絡協議会委員・幹事名簿
- 参考資料 地域生活に関する調査報告書 (冊子)

保育対応型児童発達支援事業所（療育型保育施設）の開設について

平成26年9月に、杉並区内に医療的ケアが必要な障害児も対象とする療育型保育施設が下記のとおり開設されます。

記

1、開設内容の概要等

- (1) 法人名 認定NPO法人フローレンス
- (2) 定員 15名（重心児5名、中重度の障害児10名）
- (3) 開園日時 月～金曜日 午前8時～午後6時30分
- (4) 対象者 0～5歳（未就学児）の医療的ケアが必要な重症心身障害児、中重度知的障害児、肢体不自由児
- (5) 事業スタッフ 児童指導員（保育士を含む）、理学療法士、作業療法士、看護師等
- (6) 事業の形態 週5日（週4日：児童発達支援事業、週1日：有料保育事業）

2、開設までのスケジュール

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 平成26年1月 | 職員の募集及び研修の開始 |
| 4月 | 開設物件の調達・工事開始
施設開設についての周知（チラシの配布） |
| 7月 | 説明会の実施 |
| 8月 | 入園の申し込み及び決定 |
| 9月 | 開所 |

3、医療機関との連携

事業所の開設場所が決まり次第、区内医療機関との連携について杉並区医師会にご依頼する予定です。

4、区の支援策

開設当初から安定した保育及び療育が行えるよう、施設の開設経費について助成を行います。

在宅重症心身障害児(者)レスパイト訪問看護事業について

1 事業内容

在宅の重症心身障害児(者)に対し、区が契約した訪問看護ステーション看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替し、当該家族の休養を図る。

2 対象者

- ①区内在住の重症心身障害児(者)で65歳未満の者
- ②医療ケアなどにより、短期入所事業などの利用が困難または介護の代替などできないと区が判断するもの
- ③感染症り患や治療を要する急性期症状のないもの

3 サービス提供回数・単位

原則月2回まで、1回あたり2時間以上4時間までの1時間単位の利用

4 サービス利用の流れ

- ①利用希望者から申請書及び主治医意見書の提出を受け、該当と判断した場合利用対象者として登録。
- ②登録済み利用者が必要な時に、事業委託訪問看護ステーションに連絡し、既定の時間内で予約。
- ③既定のサービス提供を受ける。
- ④利用者負担が発生する場合は、後日、利用実績に応じた負担額を区に納入。

5 利用者負担

- ①生活保護世帯及び区民税非課税世帯は利用者負担なし。
- ②区民税課税世帯は所得割額に応じた利用者負担額が発生。
※主治医指示書作成手数料は、区民税額に応じて3,000円を上限に助成。

6 今後のスケジュール

- 平成26年6月 個人情報保護審議会に諮問。
3か所の訪問看護ステーションと契約。
- 7月 事業開始。

サービス等利用計画作成の進捗状況等について

1. サービス等利用計画の作成状況等について

平成26年3月末現在の計画作成件数：875件（全体の約3割）

（内訳：身障166件、知障319件、精神363件、障害児28件）

平成26年3月末現在の特定相談支援事業所指定状況：21カ所

〔 参考：平成25年11月現在の作成件数（7月17日決定分まで）：555名
平成25年7月現在の事業所指定状況：19カ所 〕

2. サービス等利用計画の作成拡大に向けた今年度の取組について

（1）障害者相談支援事業所サポート事業の実施

特定相談支援事業者9事業所に対し、サービス等利用計画作成についての補助業務を担う職員の人件費の一部を補助する。

（2）計画作成対象者の数、障害種別等についての各相談支援事業所への定期的な情報提供（昨年度より継続）

（3）区内の指定特定相談支援事業所職員向けの区独自の研修を年5回実施予定。

〔 参考：これまでの研修内容
①視覚障害者のサービス利用について ②身体障害者向けの制度・サービスについて
③精神障害者の制度・サービスについて ④行政と民間の連携について 〕

（4）特別支援学校、障害者施設等からの呼び掛けに応じ利用者への説明会を随時実施。

3. 区内指定特定相談支援事業所との意見交換会の実施

区内の指定特定相談支援事業所に現在の作成状況等の情報提供を行い、今後の課題等について幅広い意見交換を行う。

杉並区の障害者虐待防止に関する取り組み状況について

障害者虐待防止に関する区の取り組みについては下記の通り。

1 通報後の対応状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

① 通報・相談件数 22件	
② 事実確認調査数 10件 (電話聞き取り等)	○虐待確認数 3件 緊急分離0、経過観察1、引き継ぎ1、新たなサービス等調整0、 終結1(環境改善)
	○上記以外 7件 経過観察1、引き継ぎ3、新たなサービス等調整1、対応不要2

2 通報・相談件数の内訳

以下の件数は虐待が疑われる段階や事実確認ができない場合も含んでいる。

通報・相談者内訳 (複数通報あり)	本人	家族	近隣	相談支援専門員	関係機関	知人	その他
	9	2	0	3	6	1	1
虐待の種別	養護者		障害者福祉施設従事者等		使用者	その他	
	10		5		3	4	
虐待の種類 (重複あり)	身体的		性的	心理的	放棄・放任	経済的	
	7		1	15	3	2	
障害別 (重複あり)	身体	知的	精神	高次脳	発達	その他	
	8	6	7	1	1	0(高齢者等)	

3 障害者虐待ケース検討会について

月に1回、関係機関(すまいる、福祉事務所、ヘルパー事業所等)の職員とともに事例検討会を実施している。

隔月で精神科医・弁護士のスーパーバイザーを依頼し、虐待が疑われる等ケースについての状況や事案を分析し、その対応等について専門的な助言を受けている。

4 普及啓発について

- (1) 障害者虐待防止のパンフレットやグッズ等(参考:25年度はクリアファイル約2500部)を関係機関窓口、イベント等で配布。
- (2) 障害者の権利擁護に関する研修会・講演会等を区民や居宅介護・移動支援サービス事業者、通所施設職員を対象に実施予定。
- (3) 区のホームページ等で障害者虐待防止や通報等窓口について周知している。

重度障害者グループホーム開設時期の変更について

下井草四丁目区有地を活用した重度障害者グループホームの整備について、開設時期が変更となりましたので、報告いたします。

1 事業者・事業内容等

- 法人名 社会福祉法人一粒
- 代表者 理事長 関 博人
- 開設場所 杉並区下井草四丁目30番
- 整備施設 障害者総合支援法第5条に規定する共同生活援助及び短期入所事業
- 定員 共同生活援助：身体障害者6名、知的障害者9名 合計15名
短期入所：2名

2 変更内容

- 開設時期 当初予定 平成26年7月
変更後 平成27年2月(予定)

3 経緯

平成26年1月24日、社会福祉法人一粒による工事事業者の入札を実施したが、不調により契約が成立しなかった。その後、設計変更を行い再度入札を実施し、3月24日落札事業者との契約が成立した。

4 今後の予定等

区内在住の障害者とその家族・関係者向け説明会を下記の日程で実施する。

第1回 平成26年5月11日(日)(既に実施済み)

第2回 平成26年5月26日(月)

平成25年度 障害者就労に関する報告

杉並区の障害者の就労支援は杉並区障害者雇用支援事業団を中心に行われています。主な取り組み内容を報告します。

1 就労相談 8,379件

電話 来所 訪問等で行われています。本人、ご家族からの就労相談や就労上の相談だけでなく、企業からの相談や関係機関からの相談も受けています。

2 職場体験実習 33人

障害者の就労を進める上で実際の体験を積むことのできる貴重な場となっています。区役所を始め、図書館、一般企業などから協力を得て行っています。25年度から地域の商店街での体験的な実習もスタートしました。

3 就労支援

<平成25年度就職者数>

	身体	知的	精神	発達	難病	計
実数	5	27	49	7	0	88
(雇用支援事業団)	5	21	45	7	0	78
(就労支援施設)	0	17	21	1	0	39

(就職者数:平成21年度57名 平成22年度80名 平成23年度89名 平成24年度71名)

※就労支援施設からの就職者のうち雇用支援事業団の支援を受けている方は両方に計上しています。

※障害内訳は重複障害の場合、主な障害内訳で計上しています。

4 定着支援

雇用支援事業団に登録されている定着支援対象者 334人
 定着支援企業訪問件数 5711件
 余暇支援(たまり場事業 交流会 茶話会) 延25回 556人

障害者計画・(第4期)障害福祉計画の改定及び計画部会の設置について

1 計画根拠

- ・障害者計画 障害者基本法第11条
- ・障害福祉計画 障害者総合支援法第88条

2 現計画

- (1)形態 子ども分野など保健福祉分野と調和を図り、保健福祉計画に包含されている。
- (2)期間 平成24年度から平成26年度までの3ヵ年とし、各年度の目標値を設定しています。
※障害福祉計画は、省令(基本指針)により計画期間を規定しています。
※25年度の目標値に対する実績値は、第2回で報告します。

3 障害者計画・障害福祉計画の改定

障害者計画・第4期障害福祉計画(平成27年度から平成29年度)は、その土台となる関連法令や基本構想を踏まえるとともに、他の保健福祉分野の施策とも調整を図りながら進めていくことが重要と考えております。そこで、今年度実施する杉並区総合計画・実行計画の改定をにらみながら、同時並行的に保健福祉計画の改定と合わせて行うこととします。

※計画改定に関するスケジュールは、裏面を参照してください。

4 計画部会の設置

杉並区障害者福祉推進連絡協議会運営要綱第5条第1項により、障害者福祉施策の計画の策定及び推進に関することや障害者福祉等施策の推進のための連携に関する事など特定の事項に限って必要があると認めるときは、専門部会を設置・開催することができる規定となっています。以上から標記計画の改定に合わせて当協議会に計画部会を設置し、より具体的な意見交換を行うこととします。

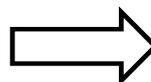
また、計画部会の委員には、当連絡協議会委員のほかに、前回の連絡協議会でご承認をいただいた、地域自立支援協議会委員2名にも参加してもらうこととします。

26年度の運営スケジュール案 ※総合計画・実行計画の策定スケジュールに沿った見込み

	26/3月	26/4月	26/5月	26/6月	26/7月	26/8月	26/9月	26/10月	26/11月	26/12月	27/1月	27/2月	27/3月
総合計画・実行計画		計画策定 調書作成	調書提出	← 提出 →		区長査定	区民等の 意見提出	調整	改定計画 決定・公表 区議会報告				
保健福祉計画 (障害者計画を包含)								素案 (中旬)		パブコメ	計画案 決定	議会報告	
障害者計画/障害 福祉計画(一体的)			庁内検討 部会	→				素案 (中旬)		目標数値 の試算	都へ計画 数値の報告		
障害者福祉推進 連絡協議会	3/25	呼びかけ	第1回 5/20	計画部会 ①	検討	計画部会 ②	第2回 上旬	計画部会 ③	意見 聴取				第3回 中旬
地域自立支援協 議会	3/20		第1回 5/19			第2回			報告		第3回		第4回

<24年度の計画部会の構成>

No.	部会員構成案
1	権利擁護関係者
2	杉並区障害者団体連合会
3	知的障害者団体代表
4	精神障害者団体代表
5	身体障害者団体代表
6	教育関係
7	就労支援関係
8	相談支援関係
	学識経験者
オブザーバー	学識経験者



<26年度計画部会の構成イメージ>

No.	部会員構成案
1	権利擁護関係者
2	杉並区障害者団体連合会
3	知的障害者団体代表
4	精神障害者団体代表
5	身体障害者団体代表
6	教育関係
7	就労支援関係
8	相談支援関係
9,10	自立支援協議会委員
	学識経験者
オブザーバー	学識経験者

地域のたすけあいネットワーク制度の「個別避難支援プラン作成」について

標記の件について、制度運用をより実効性の高いものとするため、新たに要援護者の方の生活状況をよく理解されている介護支援専門員並びに障害者相談支援専門員の皆様にも作成をお願いすることといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1 見直しの背景

たすけあいネットワーク制度の登録者については、民生委員が中心となり平常時から個別避難支援プランを作成して大地震等発災時の安否確認や避難支援に備えています。しかし、登録者の中には重度の障害者もおられ、民生委員のみでの個別避難支援プラン作成が困難な状況もあります。

そこで、これらの状態の重い登録者については、平常時から介護保険サービス利用計画や障害者サービス利用計画作成にあたられている障害者相談支援専門員のご協力をいただくことで、よりの確な避難支援ニーズの把握や対応等の計画作成が可能となることから、個別避難支援プラン作成のお願いをさせていただきます。

2 体制について

対象となる方は、たすけあいネットワーク登録者のうち民生委員から連絡のあった方（登録者のうち、プラン未作成で心身状態が重く、担当の介護支援専門員または障害者相談支援専門員がいる方）となります。

既にたすけあいネットワークに登録されている方に対しては、区より担当の介護支援専門員または障害者相談支援専門員の有無を確認させていただき、今後登録を希望される方については、新しい申込用紙に当該事項を記入する欄を設け対応します。

平成26年度の年度途中からのお願いになりますが、たすけあいネットワーク登録者の個別避難支援プランの作成にご協力をお願いいたします（プラン作成の流れは、別添資料をご覧ください）。

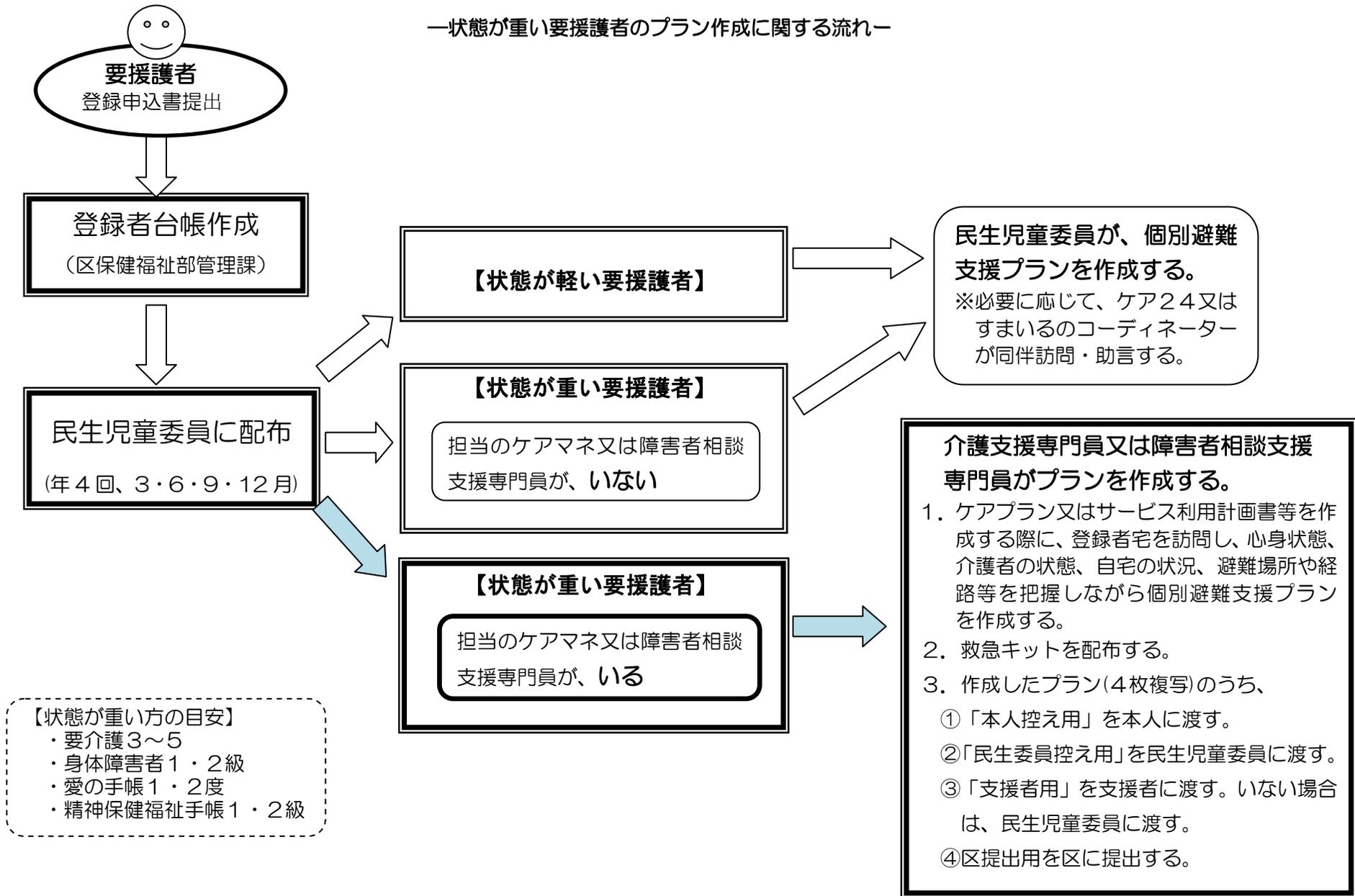
具体的な事務の流れや手続き、作成方法等については、26年度のサービス等利用計画研修会などを通じて、あらためて説明させていただく予定です。

3 今後のスケジュール（予定）

平成26年8月	関係事業者の方へ説明会を開催
9月	介護支援専門員や障害者相談支援専門員へプラン作成依頼開始

「地域のたすけあいネットワーク」個別避難支援プラン作成の流れ

—状態が重い要援護者のプラン作成に関する流れ—



【状態が重い方の目安】

- ・要介護3～5
- ・身体障害者1・2級
- ・愛の手帳1・2度
- ・精神保健福祉手帳1・2級

介護支援専門員又は障害者相談支援専門員がプランを作成する。

1. ケアプラン又はサービス利用計画書等を作成する際に、登録者宅を訪問し、心身状態、介護者の状態、自宅の状況、避難場所や経路等を把握しながら個別避難支援プランを作成する。
2. 救急キットを配布する。
3. 作成したプラン(4枚複写)のうち、
 - ①「本人控え用」を本人に渡す。
 - ②「民生委員控え用」を民生児童委員に渡す。
 - ③「支援者用」を支援者に渡す。いない場合は、民生児童委員に渡す。
 - ④区提出用を区に提出する。

会 議 記 録

会議名称		平成26年度 第1回杉並区障害者福祉推進連絡協議会
日時		平成26年5月20日(火) 午前10時00分から12時00分
場所		区役所 第5・6会議室
出席者	委員	(敬称略) 助川・小田・鈴木(美)・三田・斎藤・大澤・高橋・永田・菅井・鈴木(道)・杉原・松浦・大和田・磯・武笠・春山・藤田・佐々木・窪田(代理) (欠席) 甲田・陶山・須藤・山下
	幹事	長田保健福祉部長・田部井管理課長・武井障害者施策課長・坪川障害者生活支援課長・山崎高井戸事務所担当課長・畦元高齢者施策課長・深山保健予防課長・阿出川子育て支援課長
配布資料		<p>【事前配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○資料1 保育対応型児童発達支援事業所の開設について ○資料2 重症心身障害児(者)在宅レスパイト訪問看護事業について ○資料3 サービス等利用計画作成の進捗状況等について ○資料4 杉並区の障害者虐待防止に関する取り組み状況について ○資料5 重度障害者グループホーム開設時期の変更について ○資料6 平成25年度障害者就労に関する報告 ○資料7 障害者計画/第4期障害福祉計画の改定及び計画部会の設置について ○資料8 地域のたすけあいネットワーク制度の「個別避難支援プラン作成」について ○資料9 地域生活に関する調査報告から ※当日配布 ○別添資料 「地域のたすけあいネットワーク」個別避難支援プラン作成の流れ ○参考資料 平成26年度杉並区障害者推進連絡協議会委員・幹事名簿 ○参考資料 地域生活に関する調査報告書(冊子)
会議次第および要旨		<ol style="list-style-type: none"> 1 協議会開会 2 保健福祉部長挨拶 杉並区障害者福祉推進連絡協議会と名称は変わったが、中身は変わらない。皆様の忌憚ないご意見をお願いしたい。 3 新任委員及び幹事の紹介 4 報告 <ul style="list-style-type: none"> (1) 保育対応型児童発達支援事業所の開設について(資料1) (2) 重症心身障害児(者)在宅レスパイト訪問看護事業について(資料2) (3) サービス等利用計画作成の進捗状況について(資料3) ・昨年度末に報告した内容と大きな変化はないが、サービス等利用計画についてはきちんと報告した方がよいと考えているので、毎回報告したい。 (4) 障害者虐待への取り組みについて(資料4) (5) 重度障害者グループホームの整備について経過報告(資料5) (6) 平成25年度障害者就労に関する報告(資料6) (7) 障害者計画/第4期障害福祉計画の改定及び計画部会の設置について(資料7)

会議次第
および要旨

・スケジュール等説明

(8) 地域のたすけあいネットワーク制度について (資料 8 及び別添資料)

・中心となるのは民生委員だが、介護度が重い、障害が重い方については民生委員だけでは進まない状況だった。今年度からは、ケアマネージャーや相談支援専門員など頼めるところから順次お願いしていきたいと考えている。

(9) 災害時障害者支援対策検討会の報告について (高橋委員より報告)

・災害部会から連合会で議論してほしいといわれ検討している。連合会としては高円寺交流館を救援センターにしていこうという話しになっている。最低限の備蓄を区からの補助の有無に関わらずできる範囲でしていこうという話しをしており、今後詳細をつめていく予定。

< 質疑応答 >

・在宅レスパイト訪問看護事業について、周知方法や説明会の予定など教えてほしい。⇒対象となる方については、把握しているので個別に声をかけていく予定。また広報すぎなみでも周知していく。

・聴覚障害の人の個別避難支援プランも民生委員になるのか？手話通訳の同席はあるのか？

⇒登録数も増え、また、心身状態が重い方もおり、民生委員だけでは手が回らないというのが現状。その対応策としてプラン作成を依頼していくこととなった。手話通訳については現在は同席がないので、配慮した上で改善していきたい。

・聴覚障害は重度の扱いになるのか？

⇒身体障害者手帳、精神障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度の方が事業所の支援が必要な方と想定している。軽度であっても個別に支援が必要ということであればケースバイケースで対応したいと考えている。

たすけあいネットワークの登録、当初 1000 人ほどだったが今は約 8000 人。民生委員だけではやりきれないので発想を変えた。目的は個別のプランをしっかり作ること。その上ではコミュニケーションが取れることが一番大切なので必要な人によっては考えていきたい。

5 議題

地域生活に関する調査報告について (資料 9)

杉並区の総合計画・実行計画に記載のある 6 項目(住まい、災害時対策、就労、児童、権利擁護、社会参加)を抜粋し確認した事項について説明。

< 質問及び意見 >

・余暇の過ごし方で、ウォーキングやスポーツという回答もあるが、安心して歩ける場所や整備の予定はあるか？道路の整備などは？

⇒公園から歩く会というのが区内 10 か所でやっている。設備というよりは既存の公園を利用している。道路を整備しているところ若干あるが、情報を整理していないので、今後整理していきたい。

・将来暮らしたい場所と将来暮らせる場所を区別すべき。介護者の高齢化、障害の重度化で年金だけでは暮らせない。この数字だけで判断しないで欲しい。

・余暇の過ごし方と余暇を楽しむ場の有無という設問については、とりあえず今我慢しての安心して過ごせる場 (これしかないので仕方ない) また、ある意味人生をあきらめてだす回答ともとらえられる。この設問については多面的にと

<p>会議次第 および要旨</p>	<p>らえる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これは誰に向けての報告書なのか？障害者の回答しか掲載されていないが、健常者が障害者に対してどのようなことを思っているのか。どういった役割が担えるのかといったアンケートを取り掲載してもらえると健常者にも読みやすい報告書になると思う。地域の問題として捉えるには健常者の意識もあわせて調査すべき。健常者がどうかかわるかが大事。 ・今後誰に対して調査したものかという点を報告書に記載してもらえると良い。 ・報告書は障害によつての違いが大きくでて、それをどう計画に反映させていくかが課題だと感じた。 ・将来の住まいについての設問で感じることは、当事者が危機感を感じていない。焦っているのは周囲。皆にヒントをもらいながらなんとかしたいと強く思った。現状とは異なる他の住まい方を選ぶことができない、考えたくない・考えない生活が長く続いている現状が大きいと思う。 ・障害のある人が障害のない人にどう関わっていくか。特別支援教育という現場からの発信には限界がある。障害者権利条約の中に合理的配慮ということが謳われているが、障害のない人の意識の変革がどういう風に行えるのか・・・ ・権利擁護については障害領域の中だけで考えていくのは難しい。福祉教育の現場とかいろいろな面から一般教育の現場や住民の中に伝えていくことが必要だと感じる。 ・親も含めて自分たちが生きていく権利を発言、発信できる場が必要ではないか。 <p>⇒ 本日の意見を計画部会でも参考にさせていただきたい。</p> <p>次回 第2回は9月9日を予定。</p>